# 大分にこにこ保育支援事業について

## ▶ 大分にこにこ保育支援事業とは

「認可保育園」、「認定こども園」、「地域型保育事業所」に通園している「戸籍上第2子以降の3歳未満児」の保育料を無料(県と 市が半額ずつ負担)にして、多子世帯の経済的負担軽減を図るための大分県独自の補助事業です。 ※家庭で保育が困難な事由があり、認可外保育施設を利用している戸籍上第2子以降3歳未満児については、別に利用料の助成事業があります。





#### 1. 事業の対象となる児童

戸籍上第2子以降であることが確認できる児童が対象です。

#### 2. 申請方法

新たに保育園の入園を申し込む際に提出していただく「教育・保育給付認定申請書」に、入園を希望する児童が戸籍上第 何子なのかを記載していただくことで、大分にこにこ保育支援事業の申請も兼ねています。(継続して園を利用する児童 は申請不要です。)

※すでに戸籍上第2子以降の児童が入園されていて、保育料を納付している方は、子育て支援課までご連絡ください。

### 3. 提出書類

入園を希望する児童が、住民基本台帳(住民票の情報)で戸籍上第2子以降であることが確認できない場合(世帯から独立し、別居しているなど)、父母いずれかの戸籍の全部事項証明(戸籍謄本)を提出していただくことがあります。

# 認可保育所・認定こども園等の保育料と副食費の-

### ■ 戸籍上第1子の児童

| 年齢 | 保育料                                     | 副食費(おかず・おやつ代)                   |
|----|---|---------------------------------|
| 5歳 |   | ; <del>-</del>                  |
| 4歳 | 幼児教育・保育無償化制度により<br><b>無料</b>            | <b>必要</b><br>※ 世帯の課税額によっては免除    |
| 3歳 | भव्यन                                   | ( 日本のからに対して ) ( 1870年)          |
| 2歳 | V                                       | /D 77/01 - 0 - 10 - 11 - 7 - 14 |
| 1歳 | <b>必要</b><br>※ 市民税が非課税の世帯は無料            | 保育料に含まれているため<br><b>不要</b>       |
| 0歳 | איייאסו נון די גפולואש ול ממלוסקבוי איי | 13                              |

<sup>※</sup>年齢は、4月1日現在です。

#### ■ 戸籍上第2子以降の児童

| 年齢             | 保育料                          | 副食費(おかず・おやつ代)                |
|----------------|------------------------------|------------------------------|
| 5歳             |                              | V.=                          |
| 4歳             | 幼児教育・保育無償化制度により<br><b>無料</b> | <b>必要</b><br>※ 世帯の課税額によっては免除 |
| 3歳             | मार्थिन                      |                              |
| 2歳<br>1歳<br>0歳 | 大分にこにこ保育支援事業により<br><b>無料</b> | 保育料に含まれているため<br><b>不要</b>    |

<sup>※</sup>年齢は、4月1日現在です。

「大分にこにこ保育支援事業」や「幼児教育・無償化制度」などでご不明な点がございましたら、子育て支援課までお問い 合わせください。

> 問合先:子育て支援課 電話:0977-21-1427